

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

令和5年10月1日現在

住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

46,000円（単身世帯） 55,000円（2人世帯） 59,800円（3人～5人世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家・不動産業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① イ) 離職等
ロ) やむを得ない休業等
により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② イ) 申請日において、離職してから起算して2年以内であること
ただし、当該2年の期間に、疾病、負傷、育児等の事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする
ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

④ [収入要件] 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること

世帯人数	収入基準額	上限
1人	家賃額（上限46,000円）+84,000円（基準額）	130,000円
2人	家賃額（上限55,000円）+130,000円（基準額）	185,000円
3人	家賃額（上限59,800円）+172,000円（基準額）	231,800円
4人	家賃額（上限59,800円）+214,000円（基準額）	273,800円
5人	家賃額（上限59,800円）+255,000円（基準額）	314,800円

⑤ [資産要件] 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	50万4千円
2人	78万円
3人以上	100万円

⑥公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、上記②ロ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが、自立の促進に資すると認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（延長した場合には6月間）に限り、当該活動を行うことをもって、求職活動に代えることができる。

⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

申請事由によって必要な書類が異なるため、事前相談（申請相談）を行ってください

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②住居確保給付金申請時確認書
- ③入居（予定）住宅に関する状況通知書
- ④本人確認書類
- ⑤離職後2年以内の者であることが確認できる書類
- ⑥求職番号がわかるもの
- ⑦収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類
- ⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の全ての金融機関の通帳等（申請日に記帳もしくは申請日時点の情報に更新したもの）
- ⑩賃貸住宅の賃貸借契約書（申請日および初回受給期間内について契約が有効であるもの）
- ⑪連携就労支援事業参加申込書（市川公共職業安定所との連携同意書）
- ⑫自立に向けた活動計画

※上記以外にも状況によって、必要な書類が追加となる場合があります

住居確保給付金の支給額

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円

月収が基準額以下の方

住居確保給付金額は家賃額※(上限有)が支給されます。

月収が基準額を超える方

次の数式により算定された額

住居確保給付金支給額※ = (基準額) + (居住する住宅の実際の家賃額) - (月の世帯の収入合計額)

※支給額は次の金額が上限

46,000円（単身世帯） 55,000円（2人世帯） 59,800円（3人～5人世帯）

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆申請相談（事前相談）

- ・自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に、事前に相談をしてください。

◆住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

◆入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨を不動産業者等に伝えて下さい。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ハローワークでの求職申込み

- ・ハローワークにて求職申込みを行ってください。求職番号を申請書に記載する必要があります。

◆住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に提出してください。

◆住居確保給付金の審査

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・審査の結果、受給資格なしと判断された場合「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて「住宅確保報告書」の用紙が配布されます

◆総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に 総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆住居確保給付金支給の決定

- ・既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「求職活動等状況等報告書」、必要に応じて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が送付されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は浦安市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆申請相談（事前相談）

- 自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に、事前に相談をしてください。要件の説明し、申請に必要な書類を説明、交付します。

◆入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。申請書に求職番号を記載する必要があります。

◆住居確保給付金の支給申請・住居確保給付金の確認書類の提出

- 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に提出します。
- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に提出してください。

◆住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「求職活動等状況等報告書」、必要に応じて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が送付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を送付します。
- 住居確保給付金は浦安市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

◆総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の求職活動等（義務）

①【離職・廃業・休業等（被雇用者）】

公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（②の自立に向けた活動を行う申請者を除く）

※受給するためには、ア) からエ) のすべてを行う必要があります

ア) 毎月2回以上、公共職業安定所等の職業相談等を受けること

職業相談票に公共職業安定所等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに確認印を受けること。

※職業相談等とは、職業相談、職業紹介、公共職業安定所が実施する就職活動セミナーなどの職業講習のいずれかをいう。

イ) 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること

職業相談票を支援員へ提示して公共職業安定所等における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況について報告書を活用するなどの方法により、報告すること。

原則として来庁による面接を行うこととする。求職活動や訓練の参加状況等によっては、自立相談支援機関の担当支援員との相談のうえ電話等による報告、確認も可能とする。

ウ) 原則毎週1回以上、求人先へ応募・面接を行うこと

応募・面接については、公共職業安定所等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用する※こと。

※報告書に、求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、自立相談支援機関に報告すること。

エ) 自立相談支援機関によりプランが策定された後は、ア) ~ウ) に加え、プランに基づく常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと

②【休業等（自営業者）】

自立に向けた活動を行う支給決定者

※受給するためには、ア) からエ) までのすべてを満たす必要があります

ア) 原則月1回以上、経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に、相談日、担当者名、支援内容等について支給決定者が自ら記載すること。

イ) 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受け、自立に向けた活動状況について、自立に向けた活動状況報告書を活用するなどの方法により、報告すること。

原則として来庁による面接を行うこととする。営業の状況等によっては、自立相談支援機関の担当支援員との相談のうえ電話等による報告、確認も可能とする。

ウ) 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、自立相談支援機関へ報告する。自立に向けた活動計画の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行う。

エ) 経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言を受けた場合は、速やかに自立相談支援機関に報告した上、原則、①による公共職業安定所等での求職活動を行うこと。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）へ提出してください。
- ◆提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、その月の収入と預貯金額が分かる書類を準備し、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）にて手続きをお取りください。詳しくは自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）の指示に従ってください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆毎月2回以上のハローワークでの職業相談、月4回の自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）の支援員等による面接等、及び原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。住宅を退去した者（大家からの要請の場合、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は直ちに支給を中止します。
- ◆受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

支給額を変更できる場合があります

◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

◆ 自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、自立相談支援機関（浦安市総合相談窓口）へお越しください。

住居確保給付金の再支給について

受給者が住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少しかつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合には、支給要件に該当する者については、再支給することができます。

なお、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限りです。

住居確保給付金を徴収する場合があります

◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金について浦安市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

お問い合わせ

浦安市総合相談窓口

Tel: 047-712-6856 (直通)

Mail: urayasu-jiritsu@outlook.com